

京 都 大 学 教 育 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第8条 通則第20条第2項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。	第8条 通則第20条第2項又は第4項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。
(中 略)	
第5 学士の学位授与	第5 学士の学位授与
第13条 4年以上在学し、学部の定めるところにより、140単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。	第13条
2 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、前項の単位数に算入することができる。	2
(1) 第6条、第7条及び第8条の規定により他学部並びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学において履修し修得した単位数	(1)
(2)～(5) (略)	(2)～(5)
3～5	3～5
(後 略)	
	(同 左)
	附 則
	この規程は、平成25年12月19日から施行し、平成25年12月1日から適用する。